

## 固定資産税(土地)の適正化

過大に申告し払いすぎた税金が戻ってくるかもしれません

### 【理由】

不動産評価に精通していない市町村職員による土地評価が適正になされていない場合も少なくない。(過大な土地評価)



誤った土地評価を行っている場合  
**過去5年間**にさかのぼって、税金の還付が可能

### 弊社の業務

税金還付が可能か検証します (見直すだけなら報酬は、いたしません)

(報酬) 還付金があった場合のみ、成功報酬として頂戴します。  
成功報酬・・・還付金額の50%

※税務申告業務を承る場合は提携先の税理士法人が行います  
※遠隔地の場合、着手時に交通費相当額をご請求させて頂く場合がございます

# 固定資産税（土地）適正化コンサルティングの流れ

## 無料診断

- 固定資産税（土地）の還付の可能性があるかどうかを無料で診断します
- 固定資産税課税明細表、測量図（地積測量図、実測図面等）、公図、住宅地図が必要です

## 対象土地 の確認等

- 現地確認、役所調査を行い、固定資産税の還付の可能性があるか検討したうえで、所有者様に税金の還付の可能性について、報告します

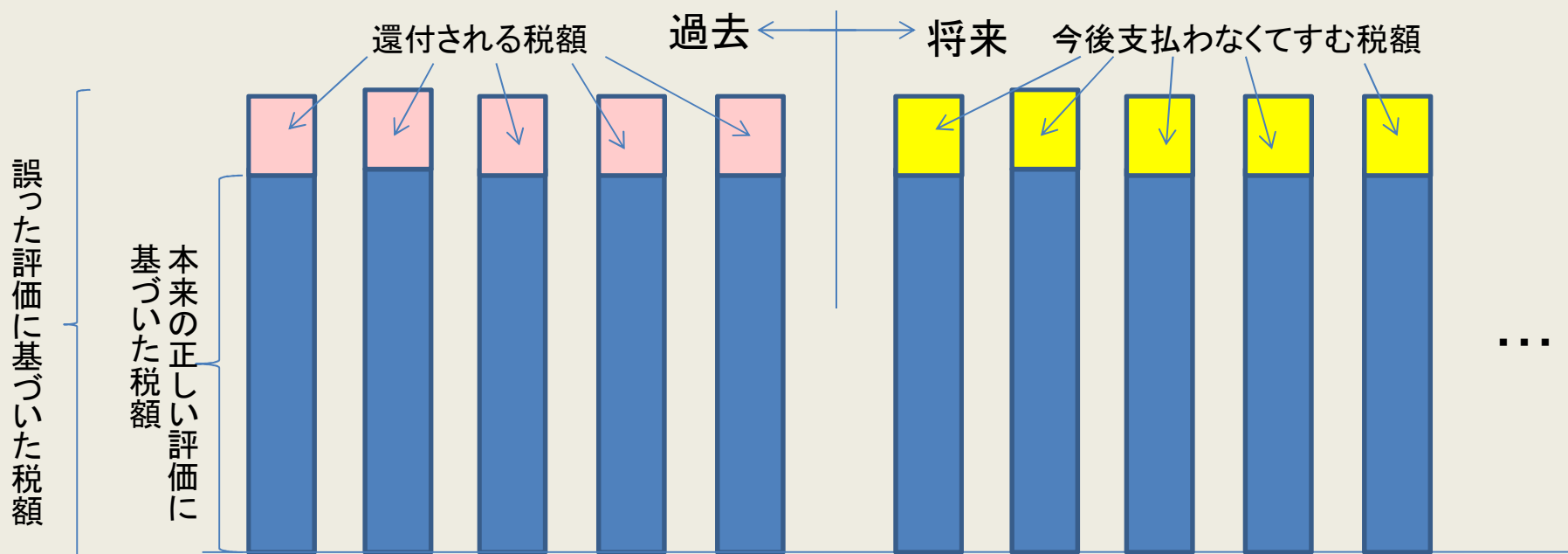
## 市町村との 調整

- 税金の還付の可能性がある場合は、依頼者様とご契約をさせて頂き、土地の評価等について、市町村と調整を行います

## 報酬額の確定

- 市町村が評価額を減額し、還付額が確定したら、成功報酬としてその還付額（※加算金含む）の50%を頂戴します  
※加算金は金利相当額を指します

# 固定資産税適正化によるお客様のメリット（土地）



## <メリット>

1. 誤った評価により支払いすぎた過去5年間の税金（金利もつきます）のうち、半分が手元に残ります。
2. 今後は正しい評価に基づいた正しい税金で課税され、結果的に支払う税金が削減できます。

## 【事 例】

	当初の誤った評価額	訂正された評価額	還付税額
商業施設	60.8億円	58.5億円	15百万円
事務所ビル	13.7億円	13.1億円	4百万円
研修施設	9.9億円	9.3億円	4百万円

※還付税額は、過去5年間を合計したものです